令和８年１０月28日

米子市長　　伊　木　隆　司　　様

米子市特別職報酬等審議会
会長　　西　谷　　保

特別職の報酬等について（答申）

令和８年１０月５日付けで諮問のあった事項について、下記のとおり答申します。

なお今後の特別職報酬等審議会についても、原則として一の年度に一度開催し、報酬等の額の適正な水準について審議されるよう併せて答申します。

記

１　市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者

(1)　給料について

給料月額について、令和９年４月１日から次のとおりとする。

市長	１，０４２，０００　円
副市長	８６８，０００　円
教育長	７４４，０００　円
上下水道事業管理者	７４４，０００　円

なお、今後は人事院勧告における指定職俸給表の改定率を適用して引き上げることを基本方針とする。

(2)　期末手当について

現行の取扱いのとおり、支給割合は国家公務員の特別職に準じて０．０５月引き上げとして改定することとし、加算割合は据え置きとする。なお、適用は令和８年度からとする。

２　議長、副議長及び議員

(1)　報酬について

報酬月額について、令和９年４月１日から次のとおりとする。

議長	５９５，０００　円
副議長	５２１，０００　円
議員	４８３，０００　円

なお、今後は人事院勧告における指定職俸給表の改定率を適用して引き上げることを基本方針とする。

(2)　期末手当について

現行の取扱いのとおり、支給割合は国家公務員の特別職に準じて０．０５月引き上げとして改定することとし、加算割合は据え置きとする。なお、適用は令和８年度からとする。